○国土交通省令第二十八号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、国土交通省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

国土交通省組織規則の一部を改正する省令

国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（営繕技術専門官及び保全指導・監督官）	（営繕技術専門官及び保全指導・監督官）
第三条　官庁営繕部に、営繕技術専門官十人以内及び保全指導・監督官四人以内を置く。	**第三条**　官庁営繕部に、営繕技術専門官九人以内及び保全指導・監督官四人以内を置く。
2・3　（略）	2・3　（略）
（公共工事契約指導室及び地方企画調整官）	（公共工事契約指導室及び地方企画調整官）
第九条　地方課に、公共工事契約指導室及び地方企画調整官一人を置く。	**第九条**　地方課に、公共工事契約指導室及び地方企画調整官一人を置く。
2　公共工事契約指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。	2　公共工事契約指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　地方整備局、国土地理院及び国土技術政策総合研究所の行う工事、工事の設計及び工事管理並びに工事に関する調査に係る入札及び契約に関する事務の運営の指導及び改善に関すること（国土交通省設置法第三十一条第一項第二号に掲げる事務のうち同法第四条第一項第十五号（油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に係るものに限る。）、第五十七号、第五十八号及び第六十一号（港湾に係るものに限る。）、第百一号から第百三号まで並びに第百二十八号（港湾に係るものに限る。）に掲げる事務並びに同法第三十一条第一項第六号に掲げる事務を除く。）	一　地方整備局、国土地理院及び国土技術政策総合研究所（以下この条において「地方整備局等」という。）の行う工事、工事の設計及び工事管理並びに工事に関する調査（以下この条において「工事等」という。）に係る入札及び契約に関する事務の運営の指導及び改善に関すること（国土交通省設置法第三十一条第一項第二号に掲げる事務のうち同法第四条第一項第十五号（油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に係るものに限る。）、第五十七号、第五十八号及び第六十一号（港湾に係るものに限る。）、第百一号から第百三号まで並びに第百二十八号（港湾に係るものに限る。）に掲げる事務並びに同法第三十一条第一項第六号に掲げる事務（以下この条において「港湾空港関係事務」という。）に関すること並びに公正入札監視官の所掌に属するものを除く。）
二　（略）	二　（略）
3・4　（略）	3・4　（略）
（企画官、企画調整官及び共済管理官）	（企画官、企画調整官及び共済管理官）
第十条　福利厚生課に、企画官、企画調整官及び共済管理官それぞれ一人を置く。	**第十条**　福利厚生課に、企画官一人、企画調整官二人及び共済管理官一人を置く。
2～4　（略）	2～4　（略）
（建設システム管理企画室、建設技術調整室及び電気通信室並びに技術企画官、建設生産性向上推進官、環境安全・地理空間情報技術調整官、工事監視官、情報技術企画官、事業評価・保全企画官及び技術開発官）	（建設システム管理企画室、建設技術調整室及び電気通信室並びに技術企画官、建設生産性向上推進官、環境安全・地理空間情報技術調整官、工事監視官、情報技術企画官、事業評価・保全企画官及び技術開発官）
第十一条　技術調査課に、建設システム管理企画室、建設技術調整室及び電気通信室並びに技術企画官、建設生産性向上推進官、環境安全・地理空間情報技術調整官、工事監視官、情報技術企画官、事業評価・保全企画官及び技術開発官それぞれ一人を置く。	**第十一条**　技術調査課に、建設システム管理企画室、建設技術調整室及び電気通信室並びに技術企画官、建設生産性向上推進官、環境安全・地理空間情報技術調整官、工事監視官、情報技術企画官、事業評価・保全企画官及び技術開発官それぞれ一人を置く。
2～10　（略）	2～10　（略）
11　工事監視官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。	11　工事監視官は、命を受けて、直轄工事に係る土木工事の適正な施工の確保に関する技術基準（二以上の部局に共通するものに限る。）に係る特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関すること（総合政策局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
一　直轄工事に係る土木工事の適正な施工の確保に関する技術基準（二以上の部局に共通するものに限る。）に係る特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関すること（総合政策局の所掌に属するものを除く。）。	（二以上の部局に共通するものに限る。）に係る特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関する事務（総合政策局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。